

第3回津島市子ども・子育て会議 議事録

開催日 平成 29 年 2 月 13 日 (月)
時間 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
会場 津島市立図書館 2 階大集会室

出席 委員 14 名出席 (18 名中)
事務局 4 名

議題

(1) 津島市子ども条例推進計画 (案) について

事務局 津島市子ども条例を平成 28 年 4 月より施行し、子ども条例第 19 条に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画「推進計画」を定めることとしていることから、昨年より策定に向けて、子ども条例第 20 条により、この子ども・子育て会議にて意見を聴取してきた。平成 28 年 12 月 20 日から平成 29 年 1 月 27 日までの期間でパブリックコメントを実施した。市役所、神守支所、神島田連絡所に意見投函箱を設置及びメールでの意見募集をした結果、1 件の意見があったので報告する。(資料 1 参照) 内容は、(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実について、「子どもの健康を守るため、公共施設等の全面禁煙や受動喫煙を防ぐための教育等の危害防止施策が重要ではないか。」といった意見について、津島市として「子どもの健康を守るため、喫煙予防教育等の施策を実施してまいります。公共施設等の全面禁煙の実施につきましては、国の施策等にあわせて検討してまいります。」という考え方を示した。資料 1 の 2 ページ目の新旧対照表のとおり津島市子ども条例推進計画中の別添 (案) の P. 15 ページ②「児童生徒が抱える健康課題について」の部分で「児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、生活習慣教育等を実施し、」に変更する。この変更をもって平成 29 年 3 月に津島市子ども条例推進計画を施行する。

会 長 津島市子ども条例推進計画の実施にあたり、P. 15②についてパブリックコメントの意見によって修正をしたとの報告であった。意見や質問等があるか。

委 員 公共の施設で全面禁煙になっていないところはどこか。

事務局 詳細の資料はないが、公共施設において市役所庁舎内は禁煙となっている。外に喫煙場所を設置。学校内については敷地内全面禁煙となっている。

委 員 子育て支援関係の施設も外では喫煙可なのか。

事務局 子育て支援センターの入っている施設についても、施設内禁煙・屋外での喫煙場所設置となっている。

会 長 事務局から報告があった修正も含めて、この津島市子ども条例推進計画を進めていくことになる。

会 長 計画を策定したことで終わるのでなく、これを出発として、市内全域において具体的に進めていくよう努力をお願いしたい。

～ほかに質疑等なく承認される。～

(2) 子ども・子育て支援事業計画の変更について

事務局 (資料 2-1) 第 2 回の子ども子育て会議において、平成 29 年度からの民間保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行することによる、利用定員の変更及び確保方策の変更を行った。今回は平成 29 年 4 月入所児童の申込状況を基に、来年度入所児童の見込みから、2 号認定子ども (3 歳以上の保育が必要な子ども) の認定人数の減数に伴い私立保育所 6 園の利用定員の減をすることによる確保方策数の変更をすることについてのご意見をうかがう。

資料 2-3 の確保方策内訳表の 2 ページ目をお願いいたします。

今回、利用定員を変更するのは、蛭間保育園・三和第一保育園・藤浪保育園・東愛宕保育園・唐臼保育園・神島田保育園の 6 園を減数とし、公立保育園共存園保育所は認可定員の増員に伴い、利用定員を増員とするもので、全体で 2 号認定子どもの確保方策数が 60 人減数となる。

国からの通知により最近における利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定することとし、恒常的に認可定員を下回る状況にある施設は、その状況を勘案し利用定員を定めるように通知がきていることから、利用定員を見直すもの。

資料の 2-4 のとおり (津島市指定区別年齢別男女別人口推移) どこの地区においても、人口の減少傾向がみられる。

資料の 2-2 のとおり (幼稚園・保育所等児童数) 平成 27 年 3 月と 28 年 1 月の入所児童の比較で 2 号認定子どもの減少がみられ、さらに来年度も減少が見込まれる。

入所児童見込みの減少に伴い、2 号認定子どもの確保方策数の減数をする。

このことについて、ご意見をいただきたい。

会 長 計画の人数の増減についての決定については、この会議によるということから 2 号認定子どもの確保方策数を 60 人減数するという意見があるか。

委 員 この人口減は自然減か流出による社会減のものか。

事務局 自然減と判断している。

会 長 最初の量の見込みをした時よりも、人口減少のスピードが速かったということか。

事務局 子ども・子育て支援事業計画 P. 28 計画フレーム「児童人口の推計」があるが、資料の 2-4 の表と見比べていただくと予定よりも減少していることがわかる。また、保護者のアンケートをもとに算出した 2 号子ども (保育子ども) と 1 号子ども (教育子ども) の振り分けについても、計画を立てた時からの変動も考えられる。

国の方から計画の見込み量の見直しについて通知があったが、推計を実績に基づいて見直す必要がある。津島市においても、計画と実績とで 10%以上の乖離があることで、見直しの対象に含まれるため、来年度に見込み量の見直しを行う予定でいる。

会 長 全体的な人口減が思ったよりも急となったということで、子どものニーズの問題

だけでなく、市として全体の人口減の課題とも考えられるのでやむをえない。提案のとおり確保方策人数の減を認めていく。

事務局 (資料 2-1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の変更として、放課後児童健全育成事業について、昨年より耐震性能を有していない施設の移転について検討してきたが、平成 29 年度に西こどもの家の建設工事を実施する予定である。建設予定地は西小学校地内としている。この工事の実施により利用定員の増員を行い、より充実した受け入れ基盤の確保を図る。

平成 29 年度に工事を実施し、これに伴い平成 30 年度の確保方策数について、小学 1 年～3 年 (6～8 歳) を 10 名増員する。

また、利用者支援事業について、利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業として、平成 27 年度には東地区・西地区子育て支援センター、津島市役所において基本型を 3 か所にて実施してきた。この事業内容に追加をして、「妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、利用者支援事業 (基本型) と連携し、ワンストップ拠点の整備を図ります。」とし、図表 59 のとおり平成 29 年度から確保方策数を 3 か所から 4 か所に変更し内訳として、基本型 3 か所、母子保健型 1 か所で類型が 2 種類となり、母子保健型を 1 か所増加する。

母子保健型の概要としては、資料 2-5 の国の提供資料を参考とする。

委員 母子保健型の実施する場所はどこになるか。

事務局 保健センターで実施する予定。総合保健福祉センターが母子保健型と基本型が 1 体となる。妊娠期から子育て期まで、安心して相談を受けられるよう子育て包括支援センター事業を展開していく予定でいる。

委員 包括支援センター事業は、国の提案なのか。

事務局 内閣府が進めている子育て支援新制度の事業中で、利用者支援事業があり、津島市もいち早く 26 年度から基本型を始め 27 年度から 3 か所実施した。その後国では妊娠した方から子育ての入り口ということで、妊娠期を拡充した展開のところが母子保健型であり、妊娠届出から妊婦を全員サポートして、子育てにつなげていく。

委員 母子保健型の担当は健康推進課になるのか。

事務局 母子保健型の所管は健康推進課になり、母子健康手帳の交付時に保健師との全員面談を実施し、子育てにつながるサポートを行う。

会長 切れ目のない支援の理念に基づいて実施するというので、解釈してよいか。

委員 いい事業であるが、仕事をしていると、広報に載るだけでは、妊婦の歯科検診や相談事業があることを見逃してしまうので、母子手帳の交付の際にこういった事業のことを伝えてもらったり、産婦人科の待ち時間の余裕のある時に、こういった事業があることを見ることができるよう、広報だけでなく示してもらいたい。

事務局 来年度 4 月より子育てウェブサイトとアプリの構築に向けて進めている。子育て世代の情報を配信する。現在は、広報やホームページのみで周知としているが、忙しく働いているお母様方が、広報を見ることができない時や、ホームページにおいても探しづらいといったことについて解消できるよう、登録することで (生年月日

等) お子様の年齢等にあったほしい情報をプッシュ通知等で得られるように、安心して子育てができるよう支援していきたい。

委員 いままで実施してきた赤ちゃん訪問などはどうなるのか。

事務局 今後も継続して実施していく。

会長 今までの事業をなくすということではなく、それに加えて利用者支援事業の新しい形を追加していくということである。

委員 赤ちゃん訪問は所管は、子育て支援課である。保健師が行っているとは思いますが、母子保健型については健康推進課でとなるが、一緒にすることはないのか。

事務局 赤ちゃん訪問は、子育て支援課の保健師を中心として実施しているが、要支援が必要な家庭は健康推進課が赤ちゃん訪問を行うなど、現在でも健康推進課の保健師と連携をとっている。母子保健型ではまず、母子手帳を交付する際の相談事業を行い、赤ちゃん訪問と基本型と連携をとって行っていく。

委員 アプリは世代にあった良い施策であるが、運営・管理と予算はどうなっているか。

事務局 アプリは現在ページの構築を委託している、今後のプッシュ通知や内容変更については各所管担当課が実施していく。予算については現在構築費として400万ほどである。

会長 包括支援事業については、フィンランドのネウボラをモデルにしていると思う、ネウボラとは、これから子どもを持つとするカップルが対象となっており、日本の型のように母子という枠組みではなく、お父さんとお母さんがどう新しい家族を迎えるか、どう赤ちゃんに関わって家族になっていくかなど、お父さんの子育てが視野に入った事業であるが、日本の場合お母さんの子育てをどう支援していくかなる。

津島市として事業内容を考える時に、お父さんはどう関わるのが大事なのかを念頭においていただくことと、家族の在り方もシングルマザーなど非常に多様化していることなども視野に入れて、より一層充実した内容にしていきたいという個人的な要望ではあるがお願いしたい。

～ほかに質疑等なく承認される。～

(3)その他

委員 津島市子ども条例推進計画は平成29年度から平成31年度までの3か年、で実施される、その中身について来年度から保育所・幼稚園の他に新たに認定こども園ができるが、計画に入れていくのかどうか。

事務局 現在、保育所等となっている。今後、評価などを含めて見直していく。

今後も、この子育て会議の実施をする予定である。その中で津島市子ども条例推進計画について、施策の評価をお願いしたい。

平成29年度の子ども子育て会議は全3回を予定している。第1回の開催は、7月頃を予定している。